

静岡県弁護士会 あっせん・仲裁センターが水害・土砂災害  
に関連したトラブルを解決するお手伝いをします

# 弁護士会の仲裁(災害ADR)

令和3年7月3日発生の水害・土砂災害により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れや塀が倒れるなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？

弁護士会の仲裁(災害ADR)は、大規模災害に関連する民事上の紛争について、弁護士が仲裁人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は  
**無料**です  
(紛争解決時には成立  
手数料が発生します)

申立てを  
弁護士が  
サポートします

原則3回以内の  
話し合いで紛争解決  
をめざします

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある  
紛争解決ができるとされています。  
東日本大震災や熊本地震、平成30年の西日  
本豪雨災害の際にも数多く利用されています。

お問い合わせ

静岡県弁護士会 沼津支部

〒410-0832

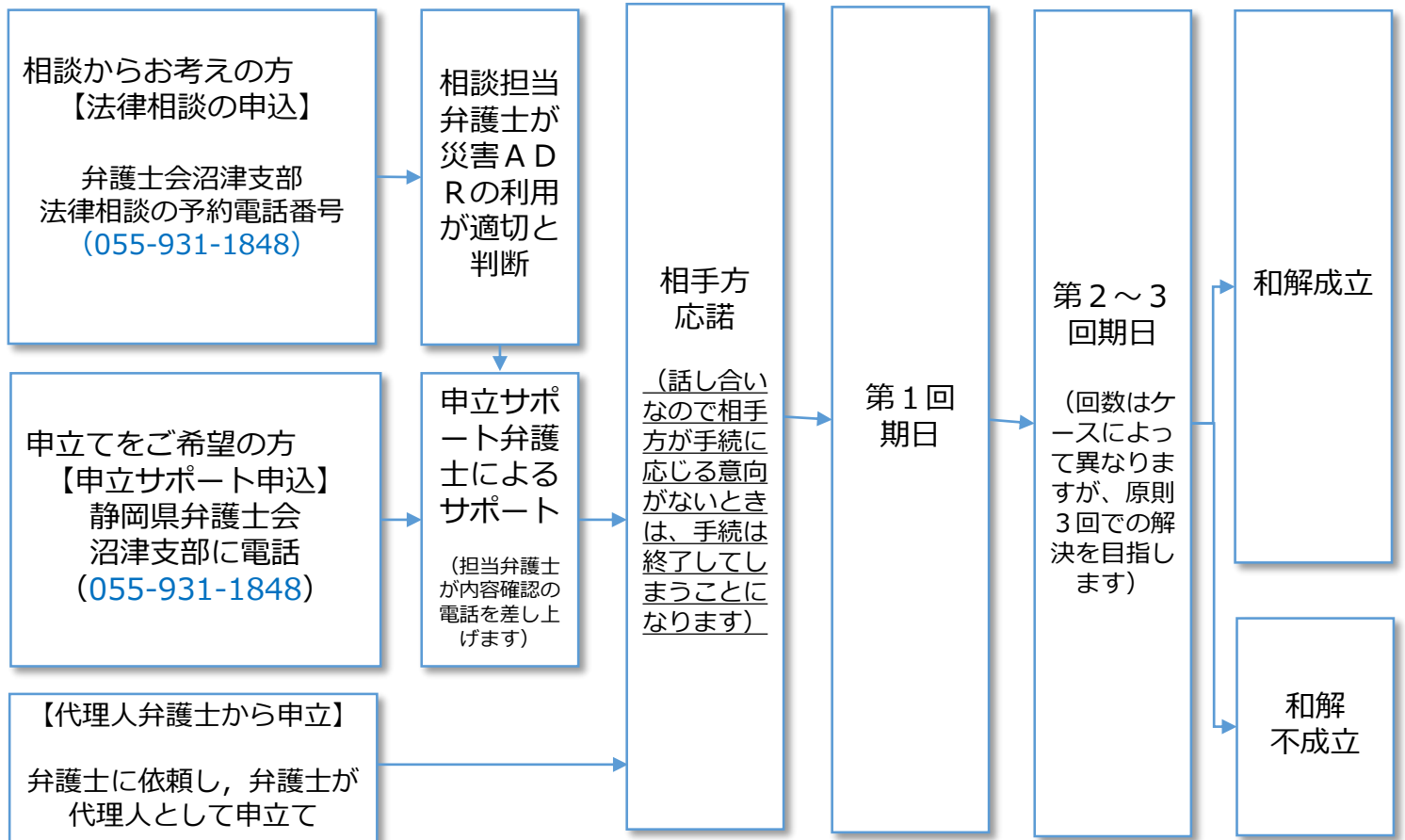
静岡県沼津市御幸町24-6

電話：055-931-1848



ホームページは上の  
QRコードからどうぞ

## 災害ADRの流れ



## 災害ADRの費用

- 申立手数料（通常11,000円），期日手数料（通常5,500円）は、いずれも**無料**です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額の**半額**を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+ 3万円
300万円超～3000万円以下	1%+ 15万円
3000万円超	0.5%+ 30万円

（別途消費税が加算されます）

お問い合わせ

静岡県弁護士会 沼津支部

〒410-0832

静岡県沼津市御幸町24-6

電話 055-931-1848

静岡県弁護士会のホームページでは、随時、水害・土砂災害への支援に関する情報を更新しております。右のQRコードからアクセスできます。

